

公益財団法人豊田市学校給食協会評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、公益財団法人豊田市学校給食協会（以下「協会」という。）定款第18条及び第33条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）評議員とは、定款第15条に規定する者をいう。
- （2）役員とは、定款第27条に規定する理事及び監事をいう。
- （3）常勤役員とは、役員のうち、協会の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- （5）報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬をいう。
- （6）費用とは、評議員等の職務の遂行に伴い発生する旅費並びに常勤役員及びこれらに準ずる非常勤役員（以下これらを「常勤役員等」という。）の通勤手当をいう。
- （7）前号に定める非常勤役員は、理事長が別に定める基準によるものとする。

（報酬の支給）

第3条 評議員等の職務執行の対価として報酬を支給する。

- （1）評議員の報酬は、日額とし、評議員会に出席の都度、定額を支給する。
 - （2）常勤役員等の報酬は、月額とし、毎月支給する。
 - （3）非常勤役員（前号の規定に該当する者を除く。）の報酬は、日額とし、評議員会、理事会及び監事会への出席並びに職務を執行するための出勤の都度、定額を支給する。ただし、月ごとの出席及び出勤の日数に応じて、1月単位で支給することができる。
 - （4）評議員等には退職手当は支払わないものとする。
- 2 常勤役員等が月の途中で就任又は退任した場合の当該月における報酬月額、日割りにより計算し、報酬月額をその月の日数から、日曜日及び土曜日を除いた残日数で除した額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、豊田市職員及び豊田市からの派遣職員には報酬を支給しない。

（報酬の額）

第4条 評議員等の報酬は、別表に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、各評議員等の報酬の各年度の総額は、評議員及び理事長を除く非常勤役員にあっては12万円、理事長にあっては650万円を超えない範囲の額とする。

（報酬の支払）

第5条 評議員等の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した額を通貨

で直接本人に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員等から報酬の全部を本人名義の金融機関口座へ振込みを申し出た場合には、その方法により支払うことができる。

(計算期間及び支払日)

第6条 常勤役員等の報酬の計算期間は、毎月1日から末日とし、その月の25日に支給する。

(費用)

第7条 評議員等がその職務の遂行にあたって負担した旅費(市内を除く)については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(準用)

第8条 常勤役員等の通勤手当の支給に関する詳細は、別に定める公益財団法人豊田市学校給食協会職員の給与規則を準用する。ただし、常勤役員等のうち常勤役員に準ずる非常勤役員の通勤手当の支給については、理事長が別に定めるものとする。

- 2 評議員等の旅費の支給に関する詳細は、別に定める公益財団法人豊田市学校給食協会旅費規程を準用する。

(公表)

第9条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年6月18日に施行し、改正後の公益財団法人豊田市学校給食協会評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の規定は、同年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月23日から施行する。

附 則(令和4年6月23日議案第4号)

この規則は、令和4年6月23日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	報酬の額
評議員	日額 8,000円
常勤役員 理事長	月額 512,000円
非常勤役員 理事長	月額 204,800円
非常勤役員 理事長を除く	日額 8,000円